

進路情報

2019. 12. No.6

発行

はまゆう支援学校

育友会進路対策部・進路指導部

育友会進路対策部第3回施設見学



今回は、生活する場所ということで、グループホーム、入所施設を見学しながら、設備や利用内容等について説明をしていただきました。保護者の方からの質問にも詳しく答えてくださいました。



やおき系

グループホーム

朝日ヶ丘

一般の事業所で働いている方が暮らしています。



事業団系

グループホーム

上富田町 岡

B型作業所に通っておられる方が共同で暮らしています。

入所施設

「のぞみ園」

改築したばかりということで、すごく綺麗でした。



入所施設

「日置川みどり園」

自然に囲まれた敷地の中でのびのびと過ごしておられました。



第2回アンケート結果

・就労継続支援にA型、B型があることは知っていましたが、訓練を受けたり実習を行うことで、BからAへ変わることも可能だと知りました。家での手伝い等できることを増やして生活の自立へとつなげていくことがとても大切だと思いました。

・実際にしている作業をしているところを見学できるのは、我が子と照らし合わせてイメージすることができるのでとても参考になりました。

・施設の方のお話です。とても参考になりました。就労前にできること、まだまだあるので、やっておくことが大切だと具体的に教えていただき、わかりやすかったです。卒業生が、とてもいきいきとしている様子で、このような環境で働ける施設が増えて欲しいと思いました。

・見学したことがある事業所でも、子どもの年齢や成長によって自分の価値観も変化しているので、見るところが違いました。何度も見るのが大事だと思いました。卒業生が働いているところを見せていただき、勇気をもらいました。

第3回アンケート結果

・グループホームの内容や対応など、知りたかったことが大体分かったので良かったです。園で過ごす方達の様子も見られてとても良かったです。

・いろいろな(生活も含めて)選択肢があると感じました。

今年度の施設見学会は、最後になります。たくさんのご感想、ご意見ありがとうございました。

3学期に育友会進路対策部の研修会を予定しています。日時、内容については、次回の進路情報でお知らせします。

障害者福祉サービスに係る自立支援給付等の体系介護給付では、障害支援区分によって利用できるサービスに違いがあります。この区分は、前号で紹介したように、細かな項目をチェックして行政が決めることになりますが、できるだけ多くの方が地域で生活を送れるように、入所施設の利用については、より介護度の大きい区分が必要となっています。申請は市区町村の窓口になります。

下記項目は①内容②必要区分③その他、実施事業所で記述しています。㊦は学校卒業後の利用となります。

日中活動サービス

概要
① ※ホームヘルプのこと。 居宅で入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事並びに生活全般に関する相談や助言を実施。 ② 障害支援区分1以上（障害児はこれに相当する者） ③ 障害を持つ方が親になった時、乳児の沐浴や授乳に対する支援から、児童の通学、通院に際しての付き添い、送迎に対する支援を受ける場合も、この制度を利用できます。
① 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。 対象は(者)になります。 ㊦ ②障害支援区分4以上、他該当条件あります。
①視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。 ②同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の者*区分認定必要なし
①自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 ②障害者支援区分3以上あって、認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10以上である者
①介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。 ②障害者支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通が著しい困難を有する者で、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)最重度知的障害者(Ⅱ類型)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)

療養介護㊦	①医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話を行う。 ②ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6。筋ジストロフィー患者又は重傷心身障害者であって、障害程度区分5以上。その他必要条件あり
生活介護㊦	①食事や入浴、排泄等の介護や軽作業などの生産活動、創作活動の機会を提供し、一人ひとりの体調等に応じて安心して希望する活動を行えるよう支援。 ②障害支援区分3以上（施設入所と併用の場合は4以上） 50歳以上は2以上（ ” ” 3以上） ③近隣の実施事業所（圏域19事業所） ふたば作業所（田辺市）、のぞみ園（田辺市）第2のぞみ園（田辺市）中辺路白百合学園（田辺市）、あすなる木守の郷（田辺市）作業所ハッスル（上富田町）、南紀あけぼの園（上富田町）白浜コスモスの郷（白浜町）、日置川みどり園（白浜町）等

住まいの場サービス

概要	
短期入所	①※ショートステイのこと。 家族の方が病気等の時に、短期間夜間も含めて食事、入浴、排泄等の介護を実施。 ② 障害者支援区分1以上 ③近隣の実施事業所（圏域9事業所） のぞみ園（田辺市）、第2のぞみ園（田辺市） 中辺路白百合学園（田辺市）、あすなる平瀬の郷（田辺市） 牟婁あゆみ園（上富田町）、南紀あけぼの園（上富田町）等
施設入所㊦	①施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介助を実施。 ②障害支援区分4以上が必要。 ③近隣の実施事業所（圏域9事業所） のぞみ園（田辺市）、第2のぞみ園（田辺市） 中辺路白百合学園（田辺市）、あすなる木守の郷（田辺市） 南紀あけぼの園（上富田町）、日置川みどり園（白浜町）等

*ここに記載がすべてではありません。詳しい内容は、各市町村または相談事業所でご確認をお願いします。